

○伊勢市神社海の駅条例施行規則

平成18年3月31日

規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市神社海の駅条例(平成18年伊勢市条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第7号の規定により、駅舎の利用の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、伊勢市神社海の駅利用許可申請書(様式第1号。以下「利用許可申請書」という。)を指定管理者に提出しなければならない。

2 利用許可申請書は、利用日の3箇月前の日から利用日の前日までの期間内に提出しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

(利用の許可)

第3条 指定管理者は、利用許可申請書を受理したときは、その利用目的及び内容を審査し、適当と認めたときは、伊勢市神社海の駅利用許可書(様式第2号。以下「利用許可書」という。)を申請者に交付する。

(利用の変更又は取消し)

第4条 駅舎の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、伊勢市神社海の駅利用変更許可申請書(様式第1号)に利用許可書を添えて指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。

2 利用者が、利用許可の取消を受けようとするときは、伊勢市神社海の駅利用許可取消届(様式第3号)を指定管理者に提出しなければならない。

3 前2項の規定による申請又は届は、当該申請に係る申請書等を使用日の前日までに提出して行わなければならない。

4 指定管理者は、第1項の規定による申請書を受理し、正当な理由があると認めるときは、伊勢市神社海の駅利用変更許可書（様式第2号）を当該申請書を提出した者に交付する。

（利用時間）

第5条 利用者が駅舎を利用することができる時間は、許可を受けた時間（次項において「利用時間」という。）内とし、準備し、及び原状に回復するために要する時間を含めたものとする。

2 利用時間の延長は、駅舎の利用開始後はこれを認めない。ただし、駅舎の事業の運営上又は管理上支障がないと指定管理者が認めるときは、この限りでない。

（利用料金の減免）

第6条 条例第11条の規定により、利用料金を減免することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 市が市の事業として利用する場合

(2) その他指定管理者が特に必要があると認めした場合

2 利用料金の減免を受けようとする者は、伊勢市神社海の駅利用料金減免申請書（様式第4号）を指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の還付）

第7条 条例第12条のただし書の規定により、利用料金の還付を行うことのできる場合及び還付額は、次のとおりとする。

(1) 利用者の責に帰さない事由により利用できなかった場合 既納利用料金の全額

(2) 利用者が利用を開始する前日までに利用の取消しの申し出をし、指定管理者が許可した場合 既納利用料金の半額

(3) 利用者が利用の変更を許可された場合において既納利用料金に過納金が生じた場合 過納金の全額

(4) その他指定管理者がやむを得ない理由により利用ができないと認められた場合 指定管理者が市長の承認を得て定める額

(利用前後の点検)

第8条 利用者は、駅舎の利用前及び利用後に駅舎を管理する係員（以下「係員」という。）立会いのもとに建物、設備及び器具の点検をしなければならない。

(損傷等の届出)

第9条 利用者その他駅舎を利用する者は、駅舎の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、伊勢市神社海の駅施設等損傷（滅失）届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第10条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された以外の施設及び設備、器具を利用しないこと。
- (2) 許可を受けずに、物品等の展示若しくは販売をし、又は募金等の行為をしないこと。
- (3) 壁、柱又は窓等にはり紙し、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (4) 指定場所以外で火気を利用しないこと。
- (5) 危険物又は不潔物を持ち込まないこと。
- (6) 喫煙場所以外で、喫煙しないこと。
- (7) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いるなど他人に迷惑をおよぼす行為をしないこと。
- (8) 指定管理者の指示に従うこと。

(利用等の打ち合わせ)

第11条 利用者は、駅舎の利用について、事前に係員と利用方法その他必

要な事項についての打合せをしなければならない。

(責任者の設置)

第12条 利用者は、利用する施設（階段、通路など付属物を含む。）内の秩序を保持するため、必要な責任者を置かなければならない。

(係員の立入り)

第13条 利用者は、係員が職務遂行のため利用中の場所に立ち入ることを拒むことができない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、駅舎の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(指定管理者による管理の特例)

2 この規則施行後最初の指定管理者が指定され駅舎の管理を開始するまでの間、市長が駅舎を管理するものとする。

様式第1号(第2条、第4条関係)

伊勢市神社海の駅(利用・利用変更)許可申請書

年 月 日

(あて先)指定管理者

(〒 )  
住 所  
申請者 団体名  
氏名(代表者)  
電 話

次のとおり伊勢市神社海の駅を 利 用 したいので申請します。  
利用変更

利 用 日 時	年 月 日( 曜)午 前 後 時 分から 年 月 日( 曜)午 前 後 時 分まで
行 事 名	
利 用 目 的	
利 用 予 定 人 員	対象者
利 用 責 任 者 の 住 所 及 び 氏 名	
利 用 す る 施 設	
持 込 器 具 等	
入 場 料 等 の 徴 収	有( 円) 無

※ 次の欄は、記入しないでください。

利 用 料 金	円
許 可 条 件 等	

様式第2号(第3条、第4条関係)

(表)

神社海駅許可第 号

伊勢市神社海の駅(利用・利用変更)許可書

(氏 名) 様

年 月 日付けで申請のあった伊勢市神社海の駅の 利 用  
利用変更 につ  
いて、次のとおり許可します。

年 月 日

指定管理者

印

利 用 日 時	年 月 日( 曜)午 前 時 分から 年 月 日( 曜)午 前 時 分まで
行 事 名	
利 用 目 的	
利 用 予 定 人 員	名 対象者
利 用 責 任 者 の 住 所 及 び 氏 名	
利 用 す る 施 設	
持 込 器 具 等	
入 場 料 等 の 徴 収	有( 円) 無
許 可 条 件 等	

※利用上の注意については、裏面を御覧ください。

(裏)

利 用 者 心 得

- 1 利用開始の前には、許可書を事務室へ提出してください。
- 2 許可なくして所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないでください。
- 3 許可を受けた施設以外のものを使用しないでください。
- 4 許可なくして所定の場所以外へ立ち入らないでください。
- 5 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに事務室へ連絡してください。
- 6 非常時に備えて、利用責任者の方は、非常口の場所、誘導方法等をあらかじめ確認してください。
- 7 利用が終わったときは、係員に連絡してください。
- 8 その他係員の指示に従ってください。

様式第3号(第4条関係)

伊勢市神社海の駅利用許可取消届

年 月 日

(あて先)指定管理者

(〒 )

住 所

申請者 団体名

氏名(代表者)

電 話

次のとおり神社海の駅の利用許可の取消しを受けたいので、許可書を添えて届け出ます。

取消しに係る 利 用 日 時	年 月 日( 曜)午 前後 時 分から 年 月 日( 曜)午 前後 時 分まで
取消しに係る 行 事 名	
取消しに係る 施 設	
利用許可年月日 及び許可番号	年 月 日 神社海駅許可第 号
取消しを受けよう とする理由	

様式第4号(第6条関係)

伊勢市神社海の駅利用料金減免申請書

年 月 日

(あて先)指定管理者

(〒 )  
住 所  
申請者 団体名  
氏名(代表者)  
電 話

次のとおり伊勢市神社海の駅利用料金の減額  
免除を受けたいので申請します。

利 用 日 時	年 月 日( 曜)午 前 時 分から 年 月 日( 曜)午 前 時 分まで
行 事 名	
利 用 目 的	
利 用 する 施 設	
減 免 申 請 の 理 由	

※ 次の欄は、記入しないでください。

利 用 料 金	減 免 率	減 免 金 額	差 引 利 用 料 金	備 考
円	%	円	円	

様式第5号(第9条関係)

伊勢市神社海の駅施設等損傷(滅失)届

年 月 日

(あて先)伊勢市長

住 所  
氏 名  
(使用責任者)  
連絡先電話

次のとおり伊勢市神社海の駅施設等を損傷(滅失)したので届け出ます。

利用許可 年月日及び 許可番号	年 月 日 神社海駅許可第 号
利用目的	(名称) (目的・内容)
損傷(滅失) の日時	年 月 日( ) 時 分 頃
損傷(滅失) した施設等 の箇所及び 程 度	
損傷(滅失) の原因及び 状 況	

※届出番号	※損害査定額
	円

注 ※印の欄は記入しないでください。

様式第 1 号 (第 2 条、第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条、第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

様式第 5 号 (第 9 条関係)